

議案第43号

おいらせ町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

おいらせ町老人福祉センター条例（平成18年おいらせ町条例第107号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月3日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

町老人福祉センターに冷暖房設備を設置したことに伴い、その使用料について、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町老人福祉センター条例の一部を改正する条例

おいらせ町老人福祉センター条例（平成18年おいらせ町条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表及び備考中「暖房料」を「冷暖房料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。